

会議の概要

司会（事務局長）

お待たせいたしました。本日の総会は「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定により、最初に行われる総会で、町長が招集することとなっております。現在着席いただいております議席につきましては「仮議席」となっております。後程、議案第3号で正式な議席の決定がございますので、ご了承いただきたいと存じます。また、小川町農業委員会会議規則」第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、改選後、初めての総会のため会長が決まっておりません。「小川町農業委員会会議規則」では、臨時議長選出に関する規定はございませんので、議事運営のため先の法律により、会長が互選されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長委員から臨時に議長の職務を行っていただくことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

司会（事務局長）

それでは、年長は「小林委員」でございます。小林委員、議長席へお願いいたします。

（小林委員、議長席へ移動）

議長（小林委員）

ただ今ご紹介にあずかりました小林です。年長ということでご指名をいただきました。新しい会長さんが決するまで、臨時議長の職務を務めさせていただくことになりましたので、委員各位のご協力の程、宜しくお願いいたします。

それでは、出席委員は14名全員出席ですので、小川町農業委員会会議規則第6条（総会は、在任する委員の過半数の出席がなければ開くことができない）の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、第1回小川町農業委員会を開会し、直ちに会議を開きます。開会時間は午後2時20分です。

日程1、議事録署名委員についてお諮りします。この後の日程4、議案第3号「議席の決定について」において、議席番号1番、2番のクジを引いた委員にお願いすることよろしいでしょうか。

（意見なし）

議長（小林委員）

ありがとうございます。議事録署名委員は議席番号1番、2番の委員にお願いいたします。

つづきまして、日程2、議案第1号「小川町農業委員会会長選出について」を議題といたします。会長の選出については、「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、委員の互選によって選出することとなっております。つきましては選出方法についてご意見はありますか。」

（意見なし）

議長（小林委員）

それでは会長の選出につきまして、立候補される方はいますか。

（立候補なし）

議長（小林委員）

それでは会長の選出について、どなたか指名推薦ございますか。

内野委員

山田富子委員を会長に推薦いたします。

内野委員	(推薦理由)
議長 (小林委員)	ほかに推薦はありますか。
	(推薦なし)
議長 (小林委員)	他にいないようですので、会長は山田富子委員でよろしいでしょうか。
	(全員賛成)
議長 (小林委員)	全員賛成ですので、小川町農業委員会会長は山田富子委員に決めます。 ここで、会長に選出されました山田富子委員に会長就任のご挨拶をお願いいたします。
	(新会長あいさつ)
議長 (小林委員)	会長が決定いたしましたので、第1回総会の臨時議長の職を解任させていただきます。小川町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。
	(席移動)
議長 (山田会長)	議長を交代いたします。 次に日程3、議案第2号「小川町農業委員会副会長の選出について」を議題といたします。副会長に選出については、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項及び小川町農業委員会規則第16条第2項の規定により、委員の互選によって選出することとなっております。つきましては、選出方法について、ご意見はございますか。
	(意見なし)
議長 (山田会長)	それでは、副会長の選出につきまして、副会長に立候補される方はいますか。
	(立候補なし)
議長 (山田会長)	それでは、副会長の選出について、どなたか指名推薦ございますか。
根岸委員	内野幸一委員を副会長に推薦します。 (推薦理由)
議長 (山田会長)	ほかに推薦はありますか。
	(推薦なし)
議長 (山田会長)	他にいないようですので、副会長は内野幸一委員でよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
	(全員挙手)

- 議長（山田会長） 全員賛成ですので、小川町農業委員会副会長は内野幸一委員に決めます。
つづきまして、副会長に選出されました内野幸一委員に就任のご挨拶をお願いいたします。
- （席移動）
（新副会長あいさつ）
- 議長（山田会長） 次に日程4、議案第3号「議席の決定について」を議題といたします。
議席については、小川町農業委員会会議規則第7条の規定により、クジで決めることになっております。議席については私からみて左を1番とし、慣例により13番を副会長、14番を会長といたしたいと思いますがよろしいでしょうか。
- （異議なし）
- 議長（山田会長） クジを回す順番は、左から時計まわりで回すことでよろしいでしょうか。
- （異議なし）
- 議長（山田会長） 各委員にクジを引いていただきます。
- （各委員クジを引く）
- 議長（山田会長） クジによる結果については、事務局より朗読をお願いいたします。
- （事務局読み上げ）
- 議長（山田会長） ただ今、事務局より議席の報告があった通り決定いたします。
つづきまして、日程5、議案第4号「埼玉県農業会議普通会員の指名について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。非営利型一般社団法人埼玉県農業会議定款第6条第4項第1項の規定には、県農業会議普通会員は、市町村農業委員会の会長または、当該農業委員会が指名した者と規定されています。これまでは会長が農業会議の会員になっていましたので参考として報告いたします。
- 議長（山田会長） ただいま、事務局より説明があったとおりであります。会議委員の指名についていかがでしたらよろしいでしょうか。
- 6番田端委員 今回も会長をお願いしたいと思います。
- 議長（山田会長） ただいまの提案について、いかがでしょうか。
- （意見なし）
- 議長（山田会長） 埼玉県農業会議普通会員は会長、山田富子と決めます。
次に日程6、議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号、農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、提案理由を申し上げます。
(提案理由、別紙を読み上げる)

農業委員会等に関する法律第17条第1項において、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければいけないこととなっております。定数は9名とし、公募による募集の結果、9名の応募があったため、去る2月13日に農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会を開催し、名簿に記載されている9名を候補者として選考いたしました。その選考結果の決定は新農業委員会が行うこととなっておりますので、9名の方々を小川町農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、承認を求めるものです。任期については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間となります。ご審議の程宜しくお願ひします。

なお、同氏9人の略歴等につきましては、議案第5号資料をご覧いただきまして、ご承認を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問がある方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長（山田会長）

特に内容ですので、採決に入ります。議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」承認に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（山田会長）

全員賛成ですので、議案第5号農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認することに決しました。なお、ただ今承認された農地利用最適化推進委員9名についてですが、この後午後3時30分から、小川町農業委員長より委嘱状を交付いたします。

つづきまして、「その他」に入ります。その他について、議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長（山田会長）

特に内容ですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして、第1回小川町農業委員会を閉会といたします。閉会時間は午後2時51分です。